# 千葉県総合評価方式ガイドライン (工事)

令和7年1月

千 葉 県

# 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	実施手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	実施手順ごとの解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	総合評価方式の型式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	評価項目・配点等 ・・・・・・・・・・・・・ 1	l 1
6	型式別評価項目・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
7	型式別評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	22
8	技術審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3 4
9	学識経験者の意見聴取 ・・・・・・・・・・・・・ 3	3 5
10	評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	36
11	契約後の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	38
12	その他・・・・・・・・・・・・・・・ 3	38

## 1 はじめに

## (1) 総合評価方式の概要・意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされている。

これを受け、千葉県においては「千葉県総合評価検討委員会」の審議を経て、 平成19年10月に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を制定し、価格及び品質 で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、全庁での総合評価方式の実施 拡大を図ったところである。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。

また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて見直しすることとしており、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。今後とも多くの公共工事発注機関、特に市町村において総合評価方式が拡大していく必要があることから、本ガイドラインがその一助となることを期待するものである。

#### 千葉県総合評価方式の実施方針

- (1)設計金額2千万円以上(税込)の工事について、適用することを原則とする。
- (2)評価値の算出方法は、除算方式とする。 除算方式の評価値:価格あたりの工事品質を表す指標

## (2) 用語の定義

本ガイドラインで定める用語の定義は以下のとおりとする

#### 国等 とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)

#### 県等 とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

#### 市町村等 とは

市町村(政令指定都市を除く)、千葉県内の以下a~cのいずれかの団体

- a 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合
- b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社
- c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)

#### 国・県・市町村等 とは

国等、県等、市町村等

### 国・県等 とは

国等、県等

#### 千葉県所掌工事の「千葉県」 とは

県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局(旧企業土地管理局等・旧水道局)、警察本部、病院局

#### 過去〇か年度間 とは

令和6年度に入札公告する場合

過去2か年度間 … 令和4年度~令和5年度

過去4か年度間 … 令和3年度~令和5年度

過去5か年度間 … 令和元年度~令和5年度

過去 10 か年度間 … 平成 26年度~令和5年度

#### 過去〇年間 とは

当該工事の入札公告日の前年度から〇か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間(例 過去10年間とは、当該工事の入札公告日の前年度から10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間)

#### 工種:00 とは

建設業法第二条第一項の別表における建設工事の種類のことで、当該工事の入札公告に記載された工種のこと(例 土木一式、とび・土工・コンクリート、建築一式 等)

#### 県内企業 とは

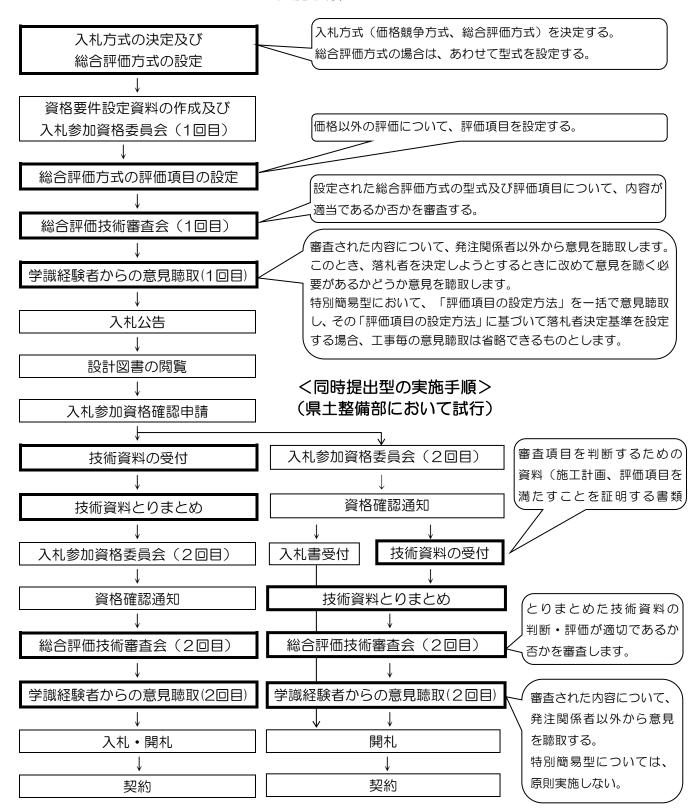
千葉県内に本社を有する者(県外企業の県内支店・営業所は除く)

#### 設計金額 とは

本ガイドラインにおいては、予定価格のことを指す。

## 2 実施手順

## く実施手順>



太枠は総合評価方式に係る業務

## 3 実施手順ごとの解説

## (1)入札方式の決定及び総合評価方式の型式の設定

• 技術的難易度評価を用いて、一般競争入札(価格競争方式)又は、一般競争 入札(総合評価方式)の入札方式を決定する。

設計金額	技術的難易度 [	技術的難易度Ⅱ以上
5千万円以上	一般競争入札(	総合評価方式)
5千万円未満	一般競争入札(価格競争方式)	一般競争入札(総合評価方式)

※工事特性に応じて、上位の型式を選択できるものとする。

・総合評価方式の型式は、以下の設定により型式を設定する。

## ア型式選択

・総合評価方式は「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型(A)」、「特別 簡易型(B)」、「特別簡易型(C)」の5つの型式いずれかで実施する。 (型式の詳細は、P7「4 総合評価方式の型式(1)総合評価方式の型式の 種類」参照)

#### イ 総合評価方式によらない工事(適用除外)

- ・以下の工事については、総合評価方式によらないものとする。
  - ① 設計金額1億円未満の災害復旧に関する工事及び

国土強靭化に関する工事

- ② 設計金額5千万円未満で技術的難易度が [の工事
- ③ 同種の工事の入札において、入札不調が頻発している等、

総合評価方式になじまない工事

## (2) 資格要件設定資料の作成及び入札参加資格委員会(1回目)

• 入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で決定する。

### (3)総合評価方式の評価項目の設定

#### ア 評価項目の設定

(P11~「5評価項目・配点等」、P17~「6型式別評価項目」参照)

- 評価項目は、入札参加資格要件、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮 し、工事に最も適した評価項目を設定する。
- イ 加算点の設定 (P36「10評価方法(2)加算点の算出」参照)
  - 標準型の加算点は50点とする。
  - 簡易型の加算点は30点とする。
  - ・特別簡易型(A)の加算点は20点とする。
  - 特別簡易型(B)、特別簡易型(C)の加算点は15点とする。

### ウ 評価方法、評価基準の設定

・施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準(案)とする。

## (4)総合評価技術審査会(1回目)

• 落札者決定基準(案)について、工事毎に総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)で審査する。

## (5) 学識経験者からの意見聴取(1回目)

- ・落札者決定基準(案)について、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・ 評価を行うため、学識経験者から意見聴取する。
- 特別簡易型における学識経験者の意見聴取は、あらかじめ「評価項目の設定 方法」について、一括で意見聴取し、その「評価項目の設定方法」に基づいて 落札者決定基準を設定する場合は、工事毎の意見聴取は省略できるものと する。

## (6)入札公告

・落札者決定基準(価格以外の評価項目、評価基準)を入札公告に明示し、 公告する。

## (7)設計図書の閲覧

・入札公告に記載のとおりとする。

## (8)入札参加資格確認申請

• 入札公告に記載のとおりとする。

## (9)技術資料の受付

•入札公告で求めた技術資料を、県土整備部技術管理課ホームページに示す最新の様式にて、入札公告に定められた方法により提出し、発注担当機関で受付する。

### (10)技術資料の取りまとめ

• 提出された技術資料について、取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、 技術評価(案)を作成する。

### (11)入札参加資格委員会(2回目)

・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。(委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。)

#### (12) 資格確認通知

• 入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

### (13) 総合評価技術審査会(2回目)

技術評価(案)について、技術審査会で審査する。

#### (14) 学識経験者からの意見聴取(2回目)

・技術評価(案)について、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価 を行うため、学識経験者から意見を聴取する。

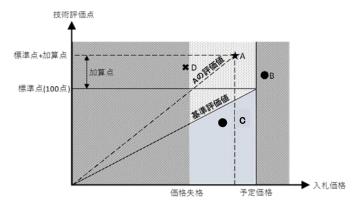
## (15) 入札

・入札を実施する。

## (16) 開札

P36「10評価方法(3) • (4)」参照

- 技術評価点(標準点+加算点)を入札価格で除して、評価値を算出する。
- 落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
  - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
  - イ 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件に おける最低限の要件をすべて満たしていること。
  - ウ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らない こと。
- ※ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。 (凡例)



技術評価点が高く、入札価格が安価であるため 評価点が高いケース (落札者)
技術評価点が高いが入札価格が高価となった ケース
入札価格は安価ではあるが技術評価点が低いた め基準評価値以下となったケース
落札最低価格以下のため失格となった
評価値
基準評価値

## 4 総合評価方式の型式

## (1)総合評価方式の型式の種類

総合評価方式は「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型(A)」、「特別簡易型(B)」、「特別簡易型(C)」の5つの型式いずれかで実施する。

## ア 標準型

企業の高度な技術力のうち、技術提案及び工事全般の施工計画の提出を求め、 それにより技術力と価格との総合評価を行う。

## イ 簡易型

企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

## ウ特別簡易型(A)

企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等について、記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

## 工 特別簡易型(B)

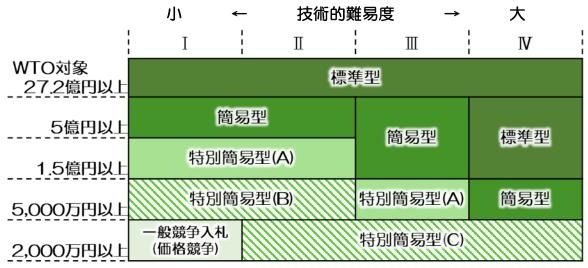
企業の同種工事の実績、経験、工事成績等について、記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

## 才特別簡易型(C)

企業の同種工事の実績、経験、工事成績等の評価項目を限定化し、その評価項目をについて、記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

## (2) 総合評価方式の型式の適用

総合評価方式の実施にあたり、適用する型式は次のとおりとし、当該工事の規模、 技術的難易度を考慮して選定する。



※工事特性に応じて、上位の型式を選択できるものとする。

## ア 標準型

WTO(政府調達協定)対象工事(設計金額27億2千万円以上\*)については原則として「標準型」を適用する。

また、設計金額1億5千万円以上で技術的難易度がIVの工事に適用する。 ※令和6年度及び令和7年度(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

#### イ 簡易型

設計金額5億円以上で技術的難易度が [ ~Ⅲの工事、 設計金額1億5千万円以上5億円未満で技術的難易度がⅢの工事、 設計金額5千万円以上1億5千万円未満で技術的難易度がⅣの工事 に適用する。

#### ウ 特別簡易型(A)

設計金額1億5千万円以上5億円未満で技術的難易度が I ~ II の工事、設計金額5千万円以上1億5千万円未満で技術的難易度がII の工事に適用する。

#### 工 特別簡易型(B)

設計金額5千万円以上1億5千万円未満で技術的難易度が [ ~ I の工事に適用する。

#### 才特別簡易型(C)

設計金額2千万円以上5千万円未満で技術的難易度がⅡ以上の工事に 適用する。

## (3)技術的難易度

工事の技術的難易度は、構造物条件や技術特性、自然・社会条件、マネジメント特性等を踏まえ、事業分類及び工事区分毎に I ~ IVにて評価されるもので、以下の技術的難易度対応表を参考に、技術的難易度を設定する。

## 【参考】技術的難易度対応表(土木工事)

事業分類	工事区分	I	П	Ш		Γ	J
	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、斜面安定・法面工、 カルバートエ、擁壁工、排水工、地盤改良工、情報BOX、 シェッド、維持管理	標準	なな難	難			
道路	橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB、 共同溝(推進工法、開削工法)		標準	なな難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、 共同溝(シールド工法)			標準	なな難	難	
	トンネル(沈埋工法)				標準	なな難	難
	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	標準	嫌けけ	難			
河川	樋門・樋管、伏せ越し、揚排水機場、 水路トンネル(推進工法)		標準	なな難	難		
	堰・水門、 水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			標準	なな難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	標準	様なな	難			
/母/干	突堤・離岸堤		標準	なな難	難		
砂防•	流路工、維持管理	標準	数なな	難			
地すべり	砂防ダム、斜面対策、急傾斜地崩壊対策		標準	なな難	難		
	維持管理、浚渫	標準	嫌けな	難			
ダム	転流トンネル			標準	なな難	難	
	堤体工				標準	数かけ	難
港湾•	護岸、岸壁、浚渫、埋立、防潮堤、維持管理	標準	嫌けか	難			
漁港	導流堤、防波堤、防砂堤		標準	なな難	難		
区画整理	造成工、調整池	標準	様なな	難			
公園		標準	数なな	難			
	処理場・ポンプ場・管渠工(修繕、改築、耐震、その他) 管渠工(開削)	標準	なな難	難			
てい半	処理場・ポンプ場(管廊、流出渠、基礎杭)、 管渠工(推進)・立抗工(ケーソンを除く)		標準	かか難	難		
下水道	処理場・ポンプ場の本体工、 管渠工(シールド)・立坑工(ケーソン)				なな難	難	
	処理場・ポンプ場・管渠工(機械・電気設備の修繕、改築)	標準					
	処理場・ポンプ場・管渠工(機械・電気設備の新設、増設)		標準	なな難	難		

## 【参考】技術的難易度対応表(建築・設備工事)

事業分類	工事区分	Ι	П	Ш	IV
営繕	建築物等の新築・増築・改築(車庫・倉庫等簡易なもの)、 建築物等の改修・解体	標準	なな難	難	
	建築物等の新築・増築・改築		標準	やや難難	

## 【参考】技術的難易度対応表(農業土木工事)

事業分類	工事区分	I	Π	I	${\mathbb I}$		J
ほ場整備	区画整理、暗渠排水、客土	標準	なな難	難			
農用地造成	改良山成、階段畑、土壌処理等	標準	なな難	難			
農道	切土工、盛土工、法面保護工、舗装、擁壁工	標準	なな難	難			
辰坦	トンネル			標準	数かか	難	
橋梁	橋梁上部工、橋梁下部工		標準	数なな	難		
水路工	開水路、函渠工、管水路工、水路橋(小規模)、水管橋(小規模)	標準	なな難	難			
小ഥ工	サイホン、水路橋(大規模)、水管橋(大規模)		標準	なな難	難		
	水路トンネル(推進工法)		標準	数かけ	難		
ル	水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			標準	なな難	難	
\	築堤工、護岸工、根固工、柵渠工、矢板工	標準	なな難	難			
河川及び   排水路	揚排水機場、樋門・樋管		標準	数なな	難		
12F/J/WD	頭首工			標準	がが難	難	
畑かん施設	揚水機場(加圧)、末端パイプライン、散水施設、 調整水槽(RCタンク)	標準	なな難	難			
	調整水槽(PCタンク)		標準	数かけ	難		
干拓	締切堤防(承水路堤)、潮廻水路、水切(排水路)、暗渠排水、 土壌改良	標準	かか難	難			
	防潮水門、締切堤防(本堤)、排水機場		標準	なな難	難		
ダム	転流トンネル			標準	なな難	難	
<i>)</i> <u>/</u>	堤体工				標準	なな難	難
ため池	皿池、盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、底泥浚渫	標準	なな難	難			
/C0//E	山池、麓池		標準	数なな	難		
地すべり	抑制工(承水路、排水路、水抜きボーリング、床止工)、 抑止工(擁壁工)	標準	なな難	難			
16 9 · (v)	抑制工(集水井、排水トンネル、堰堤)、 抑止工(杭打工、アンカー工)		標準	かか難	難		
建築	木造、鉄骨	標準	なな難	難			
连来	RC		標準	なな難	難		
	水路用ゲート、ゴム引布製起伏堰ゲート、除塵設備、 ダム管理設備	標準	かか難	難			
施設機械	ダム以外の受電設備、水管理設備		標準	嫌けか	難		
	堰ゲート、ダム放流ゲート、ダム取水ゲート、 ポンプ設備、ダム用受電設備、水力発電設備			標準	なな難	難	

## 【参考】技術的難易度対応表(水道・工業用水道工事)

事業分類	工事区分	Ι	Ι		Ш		Ш		Ш		Ш		V
1 -1 ()>+	管渠(開削)、付属施設(仕切弁等)(新設・修繕)、浄・給水場等 (修繕・補修、設備(部分的な更新・修繕)、建築付帯設備、 その他)、水管橋(修繕・塗装)	標準	かか難	難									
上水道 工業用水道	管渠(推進・立坑)、水管橋(上部工・下部工)、浄・給水場等 (改修・耐震補強等、設備(新設・更新))、検満、 緊急・維持修繕		標準	なな難	難								
	管渠(シールド・立坑)、浄・給水場等(新設)			標準	なな難	難							

## 5 評価項目・配点等

## (1) 評価項目の設定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を設定する。

標準型、簡易型、特別簡易型(A)、特別簡易型(B)、特別簡易型(C)のそれぞれの型式について、入札参加資格要件、工事の内容及び規模を勘案し適宜設定する。

評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目(評価基準含む)を追加設定できるほか、評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目(一般競争入札で入札参加資格要件が評価項目の内容と同一の場合など)や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。自由項目の追加は1項目とし、配点は1点とする。

なお、部局によって自由項目の設定や、評価項目を変更・削除する場合は、ホームページ等で公表し運用するものとする。

区分	項目	細目	標準型	簡易型	特別簡易型(A)	特別簡易型(B)	特別簡易型(C)
企業の高度	技術提案	総合的なコスト、性能・強度等、社会的要請、個別テーマの施工計画	0	—	—	_	_
術力度	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の提案	0	—	—	_	_
	施工計画		_	0	—	_	_
		過去10年間の同種工事の施工実績	_	0	0	0	0
		千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績	_	0	0	0	0
		過去2か年度間の「工種:00」における優良工事表彰対象工事	_	0	0	0	_
^	企業の施工能力	過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	_	0	0	0	—
企業の技術		登録基幹技能者の配置	_	0	0	0	—
の ##		ICT活用工事の実施	_	0	0	0	—
技術		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	_	0	0	0	0
カ		主任(監理)技術者資格	_	0	0	—	—
		過去10年間の同種工事の施工経験	_	0	0	_	—
	配置予定 技術者の能力	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績		0	0	_	_
		若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	_	0	0	—	—
		継続教育(CPD)の取組状況	_	0	0	—	—
企	地域精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	_	0	0	0	0
企業		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	_	0	0	0	0
の信		災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	_	0	0	—	—
信性頼	₩₩ <del>ਫ਼</del> ₽₽	県内企業の活用	_	0	0	_	—
性	地域貢献度	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	_	0	0	0	0
社会		県産品の活用		0	0	_	_
云		地域特有貢献	_	0	0	0	0
千葉	県所掌工事における「	工種:〇〇」での手持ち工事量	_	0	0	_	
	自由項目	過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】		0	0	0	0
		(a) : II	1177				

◎:必須項目

〇:条件により選択項目

一:非設定項目

◎:必須項目○:選択項目一:非設定項目

## ○評価項目の設定詳細(簡易型)

			参	加資	格要係	牛	
分	項目	細目	管内	複数管内	県内	県内外	適 用
	施工計	画	0	0	0	0	
		過去10年間の同種工事の施工実績	0	0	0	0	
	企	千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績	0	0	0	0	
	企業の	過去2か年度間の「工種:00」における優良工事表彰対象工事	0	0	0	—	
	施	過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	0	0	0	—	
企業	工 能	登録基幹技能者の配置	0	0	0	0	注1
0 +	力	ICT活用工事の実施	0	0	0	0	注2
の技術力		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	0	0	0	
Ď		主任(監理)技術者資格	0	0	0	0	注3
	技術配	過去10年間の同種工事の施工経験	0	0	0	0	
	者の能	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績	0	0	0	0	
	能足力	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	0	0	0	0	
	/5	継続教育(CPD)の取組状況	0	0	0	0	注4
企業の信	地域 精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	0	0	0	0	
の 信		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	0	0	0	0	注5
頼性	地	災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	0	0	0	—	注6
性	域	県内企業の活用	_	—	—	0	注7
	貢献	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	_	0	0	—	注8
社会性	度	県産品の活用	0	0	0	0	注9
		地域特有貢献	0	0	0	—	
千葉	千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での手持ち工事量		0	0	_	_	
自由	項目	過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】	0	0	_	_	注10

- (注1) 当該工事に関連する種類がない場合、又は登録基幹技能者の活用が見込めない場合は、設定しない。
- (注2) 当該工事にICT活用工事の対象工種がない場合は、設定しない。
- (注3) 入札参加資格要件で一級国家資格、又は技術士保有者の配置を求めた場合は、設定しない。
- (注4) 当該工種で制度が浸透していない場合は、設定しない。
- (注5) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は特殊な専門工事などで県内企業の参加が見込めない 場合は、設定しない。
- (注6) 当該工事に認定企業の参加の参加が見込めない場合は、設定しない。
- (注7) 特殊な専門工事などで、下請け企業に県内企業の参加が見込めない場合は、設定しない。
- (注8) 設計金額1億5千万円以上の場合は、設定しない。
- (注9) 使用資材が少量、又は多品目である等、対象品目の設定が困難な場合は、設定しない。
- (注10) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は設計金額1億5千万円以上の場合は、設定しない。

②:必須項目〇:選択項目一:非設定項目

## ○評価項目の設定詳細(特別簡易型(A))

	_		参	加資	格要值	牛	
	項目	細目	管内	複数管内	県内	华区温	適 用
		過去10年間の同種工事の施工実績	0	0	0	0	
	企	千葉県所掌工事における「工種:00」での工事成績	0	0	0	0	
	企業の	過去2か年度間の「工種:00」における優良工事表彰対象工事	0	0	0	—	
	施 工	過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	0	0	0	—	
	北能力	登録基幹技能者の配置	0	0	0	0	注1
分	力	ICT活用工事の実施	0	0	0	0	注2
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	0	0	0	
	1.4.	主任(監理)技術者資格	0	0	0	0	注3
	技術者置	過去10年間の同種工事の施工経験	0	0	0	0	
	のヂ	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績	0	0	0	0	
	能定力	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	0	0	0	0	
	/5	継続教育(CPD)の取組状況	0	0	0	0	注4
企業	地域 精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	0	0	0	0	
$\sigma$		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	0	0	0	0	注5
信頼性	地	災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	0	0	0	—	注6
性・	地域貢献	県内企業の活用	_	—	—	0	注7
	献	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	_	0	0	—	注8
社会性	度	県産品の活用	0	0	0	0	注9
		地域特有貢献	0	0	0	_	
千葉	千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での手持ち工事量		0	0	_	_	
自由	項目	過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】	0	0	_	_	注10

- (注1) 当該工事に関連する種類がない場合、又は登録基幹技能者の活用が見込めない場合は、設定しない。
- (注2) 当該工事に I C T 活用工事の対象工種がない場合は、設定しない。
- (注3) 入札参加資格要件で一級国家資格、又は技術士保有者の配置を求めた場合は、設定しない。
- (注4) 当該工種で制度が浸透していない場合は、設定しない。
- (注5) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は特殊な専門工事などで県内企業の参加が見込めない 場合は、設定しない。
- (注6) 当該工事に認定企業の参加の参加が見込めない場合は、設定しない。
- (注7) 特殊な専門工事などで、下請け企業に県内企業の参加が見込めない場合は、設定しない。
- (注8) 設計金額1億5千万円以上の場合は、設定しない。
- (注9) 使用資材が少量、又は多品目である等、対象品目の設定が困難な場合は、設定しない。
- (注10) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は設計金額1億5千万円以上の場合は、設定しない。

◎:必須項目○:選択項目一:非設定項目

## ○評価項目の設定詳細(特別簡易型(B))

			参	加資	格要係	牛	
	項目	細目	管内	複数管内	県内	県内外	適 用
		過去10年間の同種工事の施工実績	0	0	0	0	
	企	千葉県所掌工事における「工種:00」での工事成績	0	0	0	0	
	企業の施工能力	過去2か年度間の「工種:00」における優良工事表彰対象工事	0	0	0	—	
	施	過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	0	0	0	—	
	上能	登録基幹技能者の配置	0	0	0	0	注1
分	カ	ICT活用工事の実施	0	0	0	0	注2
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	0	0	0	
	1.4	主任(監理)技術者資格	1	_		—	
	技   術 配	過去10年間の同種工事の施工経験	1	_		—	
	技術者の能	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における「工種:00」での工事成績	1	_	—	_	
	能定力	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	1			—	
		継続教育(CPD)の取組状況	1	_		_	
· 金 業	地域 精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	0	0	0	0	
社会に無	看	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	0	0	0	0	注3
会信性無性	貢 地 度	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	_	0	0	_	
性	度 ·	地域特有貢献	0	0	0	_	
自由	項目	過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】	0	0		_	注4

- (注1) 当該工事に関連する種類がない場合、又は登録基幹技能者の活用が見込めない場合は、設定しない。
- (注2) 当該工事にICT活用工事の対象工種がない場合は、設定しない。
- (注3) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は特殊な専門工事などで県内企業の参加が見込めない 場合は、設定しない。
- (注4) 当該工種での災害協定が存在しない場合は、設定しない。

◎:必須項目○:選択項目一:非設定項目

## ○評価項目の設定詳細(特別簡易型(C))

				参	加資	格要	件		
区分	項目	細目	市町村	複数市町村	管内	複数管内	県内	県内外	適 用
	施企	過去10年間の同種工事の施工実績	0	0	0	0	0	0	
	施工能力	千葉県所掌工事における「工種:00」での工事成績	0	0	0	0	0	0	
	ガの	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	0	0	0	0	0	
企 • 業	地域 精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	0	0	0	0	0	0	
・社会性性	貢加	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する 業務基本協定」	0	0	0	0	0	0	注1
性頼	貢地 蔵域	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	—	0	0	0	0	—	注2
II		地域特有貢献	0	0	0	0	0	_	
自由	項目	過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】	0	0	0	0		_	注3

- (注1) 当該工種での災害協定が存在しない場合、又は特殊な専門工事などで県内企業の参加が見込めない 場合は、設定しない。
- (注2) 参加資格要件が管内又は、複数市町村の場合、設定しないことができる。
- (注3) 当該工種での災害協定が存在しない場合は、設定しない。

## (2)配点等

ガイドラインに示されている配点以外(評価基準を含む)を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

		細目		細目別配 点				
区分	項目			標準型	簡易型	特別簡易型(A)	特別簡易型(B)	特別簡易型(C)
企業の	技術提案	総合的なコスト、性能・強度等、社会的要請、個別テーマの施工計画	24	12 (24 <sup>)×1</sup>	_	_	_	_
企業の高度な	工事全般の 施工計画	施工上配慮すべき事項等の提案	~ 36	12	_	_	_	_
	施工計画		10	_	10	_	_	_
		過去10年間の同種工事の施工実績		_	2	2	2	2
		千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績		-	6~ -4	6~ -4	6~ -4	4~ O—
		過去2か年度間の「工種:〇〇」における優良工事表彰対象工事		_	2	2	2	_
	企業の施工能力	過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	6~ 12	_	(1)*2	(1)*2	(1)**2	_
企業		登録基幹技能者の配置		_	1	1	1	_
企業の技術		ICT活用工事の実施		-	1	1	1	_
術 力		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為		_	0~ -4	0~ -4	0~ -4	0∼ -4
		主任(監理)技術者資格		_	2	2	_	_
	配置予定 技術者の 能力	過去10年間の同種工事の施工経験		_	2	2	_	_
		過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事に おける「工種:〇〇」での工事成績	8	_	2	2		_
	כלשו	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置		_	1	1	_	_
		継続教育(CPD)の取組状況		_	1	1	_	_
	地域精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	2	_	2	2	2	2
企業		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」		_	3	3	3	3
企業の信頼		災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定		_	1	1	_	_
性	地域貢献度	県内企業の活用	5~	_	2	2		_
• 社	地场更删及	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	10	_	2	2	2	2
社会性		県産品の活用		_	1	1	_	_
		地域特有貢献		_	1	1	1	1
千葉県	ーーー 県所掌工事におけ	する「工種:〇〇」での手持ち工事量	1	_	1	1	_	_
自由項目	地域特有 貢献	過去2年間の災害活動実績	1	_	1	1	1	1

<sup>※1</sup> 個別テーマの施工計画を2課題設定した場合。

<sup>※2</sup> 優良工事表彰対象工事が評価された場合、難工事表彰は評価対象外となる。

## 6 型式別評価項目

## (1)標準型における評価項目

区分	項目	選択区分	配点	細目別配点	細目	細目別配点	対象区分				
				12	総合的なコスト(ライフサイクルコスト等)	10 5	適切で優れる 適切で良好				
						0	適切で可				
	技術提案		12	12	性能・強度等(性能・機能の向上等)	入札 無効	不適切である				
企	提安	0	or 24		   社会的要請(環境の維持、交通の確保、特別な安全	【総合的評価】					
美の方	美   条			12	対策、省資源・リサイクル等)	2	総合的に優れる				
企業の高度な技術力				12	個別テーマの施工計画 (注2)	0	総合して可				
技						10	適切で優れる				
横	_									5	適切で良好
Ŋ	施士			12		0	適切で可				
	施工計画 加工計画	0	12		施工上配慮すべき事項等の提案	入札 無効	不適切である				
	画の					【総合的評価】					
						2	総合的に優れる				
						0	総合して可				
	24 (技術提案の細目が1項目の場合) 合計 36 (技術提案の細目が2項目の場合)										

注1 〇:選択項目(1項目 又は 2項目) 〇:必須項目 注2 個別テーマの施工計画から2課題選択も可とする。

## (2) 簡易型における評価項目

			場合	細目別	新3.左	## <b>6</b> 5 57 42								
区分	項目	配点	細目	配点	配点	対象区分								
														総合的に優れる 
	-     10     施工計画     6     適切で優れる       10     3     適切で良好													
	_	10	施工計画	10										
					0	適切で可 								
					入札	不適切である								
					無効	国・県等の実績								
			マナ 4 0 左眼の同様であり物で中域	0										
			過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	1	市町村等の実績								
					6	上記以外 80 点以上								
						80 点未満 ~ 77.5 点以上								
				6~	4	77.5 点未満 ~ 75 点以上								
			千葉県所掌工事における「工種: OO」での工事成績の平均点	-4	3	75 点未満 ~ 72.5 点以上								
					2	72.5 点未満 ~ 70 点以上								
	企				0	70 点未満 ~ 65 点以上 又は 成績なし								
	*の				-4	65 点未満								
	企業の施工能	13	過去2か年度間の「工種:〇〇」における優良工事表彰対象工事	2	2	優良工事表彰対象工事あり								
企業				1	0	リ なし								
企業の技術力	カ		過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	(1)	1	表彰あり								
技術					0	表彰なし								
ž			登録基幹技能者の配置	1	1	配置あり								
				1	0	配置なし								
			ICT活用工事の実施	1	1	活用あり								
				-	0	リなし								
			てが見て光下末におけてほせるではわれて光	0~	-4	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり								
			千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	-4	-2	過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり								
					0	なし - クレー・サス ア ア オート コ 仕 サ ダー								
			主任(監理)技術者資格	2	2	一級土木施工管理技士又は技術士								
	配置予定技術者の能力			2	0	上記以外								
			過去 10 年間の同種工事の施工経験 過去 4 か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事 における「工種:○○」での工事成績		1	国・県等の実績								
					0	市町村等の実績 上記以外								
		8				80 点以上の実績あり								
				2	0	リなし								
				1	1	配置あり								
			若手技術者(40 歳未満)・女性技術者の配置		0									
					1	あり								
			継続教育(CPD)の取組状況	1	0	<u>なし</u>								
	业				2	国・県等の実績								
	精通度	2	過去 10 年間の当該管内(千葉県内)での施工実績	2	1	市町村等の実績								
	度均				0	上記以外								
					3	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり								
			「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	2	 千葉県と締結あり								
					0	上記以外								
			災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	1	1	認定あり								
			火ロッツが発展の手术を受けています。		0	認定なし								
企					2	入札参加者が県内企業								
兼の					2	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の スのペルトを周内企業と初始予定								
企業の信頼性			県内企業の活用	2		70%以上を県内企業と契約予定   入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の								
性	地				1	50%以上70%未満を県内企業と契約予定								
社	域	10			0	上記以外								
社会性	域貢献度		営業拠点(本店)の当該管内における所在地	2	2	当該管内に本店あり								
-	i,sz		SAME THE WALL OF SHOWING WINDOW		0	11 なし								
			県産品の活用	1	1	指定品目の活用あり								
				<u> </u>	0	リ なし エボー ない サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・サイス・								
					1	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績								
					1									
			地域特有貢献	1	1	 千葉県内在住の高年齢者雇用実績								
					1	 千葉県内在住の女性雇用実績								
					0	上記以外								
		,	丁英原応労工事にもける「丁季・ヘヘ」 オッチサナエキョ		1	1.0 未満								
L	_	1	千葉県所掌工事における「工種:OO」での手持ち工事量	1	0	1.0以上								
ф +	百尸	4	過去2年間の災害活動宝徒	4	1	活動実績あり								
自由	点日	1	過去2年間の災害活動実績	1	0	<i>n</i> なし								
<u> </u>		_			_									

## (3)特別簡易型(A)における評価項目

区分	項目	配点	細目	細目別配点	配点	対象区分
					2	国・県等の実績
			過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	1	市町村等の実績
					0	上記以外
				+	6	80 点以上
					5	
						80 点未満 ~ 77.5 点以上
			Z##25##=####	6~	4	77.5 点未満 ~ 75 点以上
			千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績の平均点	-4	3	75 点未満 ~ 72.5 点以上
					2	72.5 点未満 ~ 70 点以上
	企				0	70 点未満 〜 65 点以上 又は 成績なし
	業の				-4	65 点未満
	施	12	  過去2か年度間の「工種:○○」における優良工事表彰対象工事	2	2	優良工事表彰対象工事あり
	企業の施工能力		ELLE TRIBOT LE TOUT COUNTY DE REPRONTANT P	_	0	11 なし
	カ		以上2か任府関の「工種・○○」における難工事事部	(1)	1	表彰あり
			過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	(1)	0	表彰なし
企			75 A3 ++ +A ++ (b) +5 A = T3 III		1	配置あり
業の			登録基幹技能者の配置	1	0	 配置なし
業の技術力					1	活用あり
術力			ICT活用工事の実施	1	0	<i>!!</i> なし
/3					-4	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり
			   千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0~	-2	過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり
			一大米の手工争にのける地名の小城大な目標	-4	0	MA 1 中間に1・000000000000000000000000000000000000
				_		
			主任(監理)技術者資格	2	2	一級土木施工管理技士又は技術士
					0	上記以外
	配				2	国・県等の実績 
	置		過去 10 年間の同種工事の施工経験	2	1	市町村等の実績 
	配置予定技術者の能力				0	上記以外
	技術	8	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した	2	2	80 点以上の実績あり
	者		千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績		0	<i>n</i> なし
	能		艺术技术者(40 5+1世)		1	配置あり
	当		若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	1	0	配置なし
					1	あり
			継続教育(CPD)の取組状況	1	0	 なし
	drate				2	国・県等の実績
	精通度	2	過去 10 年間の当該管内(千葉県内)での施工実績	2	1	 市町村等の実績
	度域	_			0	上記以外
					3	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり
			   「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	2	
			「地震・風水台・との他の火台心心が水に関する未効至不順だ」		0	上記以外
					1	
			災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	1		認定あり
					0	認定なし
企業					2	入札参加者が県内企業
業の					2	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の 70%以上を県内企業と契約予定
信頼性			県内企業の活用	2	····	入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の
僅	地				1	50%以上70%未満を県内企業と契約予定
社	地域貢献度	10		<u> </u>	0	上記以外
社会性	献			0	2	当該管内に本店あり
III.	反		営業拠点(本店)の当該管内における所在地	2	0	л なし
			<b>月</b> 五 口 の		1	指定品目の活用あり
			県産品の活用	1	0	
					4	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボラ
				1	1	ンティア実績 
			#####################################		1	千葉県内在住の障害者雇用実績
			地域特有貢献	1	1	千葉県内在住の高年齢者雇用実績
				1	1	千葉県内在住の女性雇用実績
					0	上記以外
					1	1.0 未満
-	-	1	千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での手持ち工事量	1	0	1.0以上
				+	1	活動実績あり
自由	項目	1	過去2年間の災害活動実績	1	0	ル なし
				1	J	

## (4)特別簡易型(B)における評価項目

区分	項目	配点	細 目	細目別配点	配点	対象区分				
							過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	2 1 0	国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外
企	企業		千葉県所掌工事における「工種:○○」での工事成績の平均点	6~ -4	5 4 3 2	80点以上 80点末満 ~ 77.5点以上 77.5点末満 ~ 75点以上 75点末満 ~ 72.5点以上 72.5点末満 ~ 70点以上 70点末満 ~ 65点以上又は成績なし 65点末満				
企業の技術力	企業の施工能	12	過去2か年度間の「工種:〇〇」における優良工事表彰対象工事	2	2 0	優良工事表彰対象工事あり 川 なし				
N	カ		過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰	(1)	1 O	表彰あり 表彰なし				
			登録基幹技能者の配置	1		配置あり 配置なし				
			ICT活用工事の実施	1	1 0	活用あり 〃 なし				
			T葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 ○~ -4	-4 -2 0	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり 過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり なし					
	精地域	2	過去 10 年間の当該管内(千葉県内) での施工実績	2	2 1 0	国· 県等の実績 市町村等の実績 上記以外				
企業の信頼性・			「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	3 2 0	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり 千葉県と締結あり 上記以外				
頼性・	地域		営業拠点(本店)の当該管内における所在地	2	2	当該管内に本店あり // なし				
社会性	地域貢献度	10	地域特有貢献	1	1 1 1 1 0	干葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績         干葉県内在住の障害者雇用実績         干葉県内在住の高年齢者雇用実績         干葉県内在住の女性雇用実績         上記以外				
自由	項目	1	過去2年間の災害活動実績	1	1 0	活動実績あり <i>ハ</i> なし				

## (5)特別簡易型(C)における評価項目

区分	項目	配点	細 目	細目別配点	配点	対象区分	
				過去10年間の同種工事の施工実績	2	1	国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外
企業の技術力	企業の施工能力	6	千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績の有無	4	3 2	77 点以上 77 点未満 ~ 75 点以上 75 点未満 ~ 73 点以上 73 点未満 ~ 71 点以上 71 点未満 又は 成績なし	
				千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0~ -4	-2	過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり 過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり なし
	地域 精通度	2	過去10年間の当該管内(干葉県内)又は、市町村での施工実績	2	=	国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外	
企業の信頼性			「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	3 2 0	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり 千葉県と締結あり 上記以外	
信 頼 性	地域		営業拠点(本店)の当該管内又は、市町村における所在地	2	2	当該管内に本店あり リ なし	
性•社会性	地域貢献度	6	地域特有貢献 1	1	1	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績 干葉県内在住の障害者雇用実績 干葉県内在住の高年齢者雇用実績 干葉県内在住の女性雇用実績 上記以外	
自由	項目	1	過去2年間の災害活動実績	1	1 0	活動実績あり <i>川</i> なし	

## 7 型式別評価基準

## ア 標準型

## (ア) 技術提案

評価項目	評価基準		
①総合的なコスト(ライフサイクルコスト等)	【標準型】		
②性能・強度等(性能・機能の向上等)	配点	対象区分	
③社会的要請(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、	10	適切で優れている	
省資源・リサイクル等)	5	適切で良好である	
④個別テーマの施工計画	0	適切である	
*) 工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。		不適切である	
これによらない時は、技術審査会で審査する。 *)提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、	総合的な観点評価		
入札は無効とする。	配点	対象区分	
	2	総合的に優れる	
	0	総合的に可	

## (イ) 施工計画

評価項目	評価基準		
現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた配慮	【標準型】		
すべき事項	配点	対象区分	
	10	適切で優れている	
*) 工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、	5	適切で良好である	
安全管理又は環境対策等、に関する具体的な課題を2題程度、	0	適切である	
発注者が定める。配点は指定された全項目の合計で12点とす	入札	不適切である	
る。これによらない時は、技術審査会で審査する。	無効	小旭切である	
*) 提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、			
入札は無効とする。	総合的な	2観点評価	
	配点	対象区分	
	2	総合的に優れる	
	0	総合的に可	

## イ 特別簡易型・簡易型

## (ア) 施工計画

評価項目	評価基	準
(1) 工事の内容により1又は2課題を設定する。	【簡易	見型】
(技術的難易度がⅢ以上の場合は工事内容にかかわらず2課題	総合的	的な観点から評価
設定する。)	配点	対象区分
(2) 1課題あたり3提案まで記入する。	10	総合的に優れた施工計画である
提案の記入は記載の順に1から3までの通し番号を付ける。 4提案目以降に記載した内容は加点評価の対象としない。	6	適切で優れた施工計画である
ただし、履行義務(施工不可とされたものは除く)は負うもの	3	適切で良好な施工計画である
とする。 なお、3提案に満たない提案数であっても、評価しないという	0	適切な施工計画である
ものではない。	入札 無効	不適切である
(3) 複数の提案内容を1つの提案として記載した場合は、当該提案を加点評価の対象としない。ただし、複数提案について、関連性があり、複数の工程を経て、1つの目的が達成できる提案(一連の流れ)は、複数提案と判断しない場合もある。なお、加点評価の対象とされない場合でも、履行義務(施工不可とされたものは除く)は負うものとする。		
(4)提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、 入札は無効とする。		
(5)施工計画が未提出(白紙を含む)の場合、加点評価の対象としない。		
(6)入札方式が「一抜け方式」による場合の施工計画の課題は、対象となる複数の工事に対し同一の課題を設定する。		
(7) 「一抜け方式」の施工計画については、それぞれの工事に共通する施工計画の提案を求めるものとし、個別の工事を対象とする提案については加点評価の対象としない。		

### (イ)企業の施工能力

### 評価項目

- 1 過去10年間の同種工事の施工実績
- ・元請けとして施工した同種工事の施工実績(共同企業体の構成員の 場合は出資比率20%以上)を評価

評価対象工種:全ての工種

パ 機関:国・県・市町村等パ 期間:過去10年間

- (1) 同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。
- (2)国・県・市町村等の判断の詳細については、「技術資料作成の手引き」のP19を参照すること。
- 2 千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績 【工事成績の平均点】(簡易型、特別簡易型(A、B))
- 過去の工事成績評定(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均点(小数点第2位以下切捨て)を評価

評価対象工種:入札公告に記載された工種

パ 機関:千葉県パ 工事:以下のとおり

ア 直近の過去2か年度間に完成した当初設計金額5千 万円以上の総合評価方式で落札した「工種:〇〇」の 工事成績を評価の対象とする。

なお、当初設計金額5千万円以上の災害復旧及び国 土強靭化に関する工事(指名競争入札で落札した当初 設計金額5千万円以上の工事)の成績評定点も対象と する。

- イ ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札 公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間 の「工種:○○」全ての工事成績を評価の対象とする。
- ウ ただし、上記イに該当する工事がない場合は、入札 公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間 の「工種:〇〇」全ての工事成績を評価の対象とする。

### 【工事成績点の有無】(特別簡易型(C))

過去の工事成績評定(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の有無を評価

評価対象工種:入札公告に記載された工種

ハ 機関:千葉県

11 工事:以下のとおり

- ア 直近の過去2か年度間に完成した当初設計金額2千 万円以上の「工種:OO」の工事成績を評価の対象とす る。
- イ ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札 公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間 の「工種:OO」全ての工事成績を評価の対象とする。

#### 評価基準

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A、B、C)】

配点	対象区分
2	国・県等の実績
1	市町村等の実績
	その他実績
O	又は実績なし

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A、B)】

配点	対象区分
6	80点以上
5	77.5点以上80点未満
4	75点以上77.5点未満
3	72.5点以上75点未満
2	70点以上72.5点未満
0	65点以上70点未満
	又は成績なし
-4	65点未満

#### 【特別簡易型(C)】

配点	対象区分
4	77点以上
3	76点~75点
2	74点~73点
1	72点~71点
0	成績なし

### (イ)企業の施工能力

### 評価項目

4 過去2か年度間の「工種:〇〇」における優良工事表彰対象工事

• 優良工事表彰対象工事を評価

評価対象工種:入札公告に記載された工種

川 期間:過去2か年度間

- (1)優良工事表彰対象工事とは千葉県優良建設工事表彰要綱第2(1)~(5)<1>の全てに該当する工事をいう。
- (2) 当該評価項目で加点された場合、「過去2か年度間の「工種: 〇〇」における難工事表彰」では加点評価しない。

#### 【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱(関係部分抜粋) (表彰対象)

- 第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当 するものとする。
  - (1) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
  - (2) 原則として県内業者が受注した工事であること。
  - (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
  - (4) 契約工期内に完成した工事であること。
  - (5) 工事の成績が優良で契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に 基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。 〈1〉工事成績評定点が81点以上の工事であること。

#### 評価基準

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A、B)】

配点	対象区分
2	優良工事表彰
	対象工事あり
0	なし

- 5 過去2か年度間の「工種:〇〇」における難工事表彰
- 千葉県県土整備部

  第工事表彰要綱に基づく表彰を評価

評価対象工種:入札公告に記載された工種

川 期間:過去2か年度間

(ただし、令和6年度に入札公告する案件に限り、令和6年度表彰を評価)

(1) 「過去2か年度間の「工種:〇〇」における優良工事表彰対象 工事」で加点された場合、当該項目では加点評価しない。

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A、B)】

配点	対象区分
1	表彰あり
0	なし

#### 6 登録基幹技能者の配置

• 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価

評価対象者:元請又は1次下請企業の技能者 (元請の監理(主任)技術者を除く)

- (1) 登録基幹技能者の種類は、P26「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。
- (2) 当該工事に関連する種類に関しては「技術資料作成の 手引き」のP28を参照すること。
- (3) 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者の配置を履行義務の対象とする。

#### (簡易型)

【特別簡易型(A、B)】

配点	対象区分
1	配置あり
0	なし

## ○登録基幹技能者種類一覧表(参考)

最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。

URL: <a href="https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php">https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php</a>

令和6年11月1日現在

	登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)		登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)
1 3	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土 エ	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3 1	登録造園基幹技能者	造園	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、 ほ装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技 能者	とび・土工	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5 1	登録防水基幹技能者	防水	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	30	登録標識•路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
8 3	登録左官基幹技能者	左官	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック
111	登録プレストレスト・コンクリ ート工事基幹技能者	土木、とび・土工、 鉄筋	35	登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	37	登録発破•破砕基幹技能者	とび・土工
14	登録型枠基幹技能者	大工	38	登録建築測量基幹技能者	大工
15	登録配管基幹技能者	管	39	登録解体基幹技能者	解体
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	42	登録さく井基幹技能者	さく井
19	登録サッシ・カーテンウォール 基幹技能者	建具	43	登録あと施工アンカー基幹技 能者	とび・土工
20 3	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック、とび・土工、 石	44	登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	47	登録潜图基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁			

#### (イ)企業の施工能力

#### 評価項目 評価基準 7 ICT活用工事の実施 【簡易型】 「千葉県県土整備部 | CT活用工事実施要領」に基づき、 | CT施 【特別簡易型(A、B)】 工技術を活用する場合に評価(詳細は「千葉県県土整備部ICT活 対象区分 配点 用工事実施要領」の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方 1 活用あり 式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり) 0 なし (1) ICT施工技術を活用した場合は評価の可否に関わらず設計変 更の対象とする。 (詳細は「千葉県県土整備部 | CT活用工事実施要領」を参照) (2)「施工計画」の評価項目において I C T施工技術に関する提案 があった場合、加点評価の対象としない。 8 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 【簡易型】 【特別簡易型(A、B、C)】 • 過去の指名停止、又は文書注意を評価(減点) 評価対象機関:千葉県 配点 分区象位 リ 期間:以下のとおり 過去2年間に -4 指名停止あり 指名停止は、入札公告の日から遡って2年間の指名停止期間を対象 過去1年間に 例)入札公告日が令和6年5月10日の場合 -2 文書注意あり 期 間: 令和4年5月10日から令和6年5月9日まで 0 なし 文書注意は、入札公告の日から遡って1年間の文書注意日を対象 例)入札公告日が令和6年5月10日の場合 期 間: 令和5年5月10日から令和6年5月9日まで (共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価) (1) 千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じ て評価する。 (2) 事故による過去の指名停止と文書注意は減点評価しない。 (3) 千葉県所掌工事以外の国、県、市町村等の過去の指名停止等は 減点評価の対象としない。

## (ウ) 配置予定技術者の能力

## 評価項目

- 1 主任(監理)技術者資格
- ・主任(監理)技術者が保有する資格を評価
- (1) 適用工種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級建築工」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。

#### 評価基準

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A)】

配点	対象区分
2	一級土木施工管理技士
_	又は技術士
0	上記以外の土木施工に
	係る資格

#### 2 過去10年間の同種工事の施工経験

・元請けの主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)又は現場代理人として施工した同種工事の施工経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)を評価

評価対象工種:全ての工種

// 機関:国・県・市町村等// 期間:過去10年間

- (1) 同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。
- (2)技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。
- (3) 過去に在籍していた会社での実績も評価の対象とする。 ただし、実際に従事していたことが証明できない場合は、加点 評価の対象としない。
- (4) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間 相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。
  - ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業
  - イ. 評価対象に加える期間

1. 11 11 11 12 11 12 11 11 11 11 11 11 11		
休業期間	評価対象期間に加える期間 (切り上げ <sup>※</sup> )	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	

(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、 切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生する ため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加える ものとする。

通常の評価対象期間(過去10年間)に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。

年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A)】

配点	対象区分
2	国・県等の実績
1	市町村等の実績
	その他の実績
O	又は実績なし

## (ウ) 配置予定技術者の能力

#### 評価項目

- 3 過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉 県所掌工事における「工種:〇〇」での工事成績
- ・元請けの主任(監理)技術者として施工した工事について80 点以上の実績を評価

評価対象工種:入札公告に記載された工種

ハ 機関:千葉県

川 期間:過去4か年度間

- (1)技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。
- (2)評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業 期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。
  - ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業
  - イ. 評価対象に加える期間

/ <del>* ***</del> #1288	評価対象期間に
休業期間 	加える期間(切り上げ)
1年未満	1年
1年以上2年未満	2年

年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。

- 4 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置
- 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価
- (1) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。
- (2) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。

#### 評価基準

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A)】

配点	対象区分
2	80点以上の実績あり
0	なし

### 【簡易型】

【特別簡易型(A)】

配点	対象区分
1	配置あり
0	なし

#### (ウ) 配置予定技術者の能力

#### 評価項目

#### 5 継続教育 (CPD) の取組状況

- 入札公告に記載された団体が定める、推奨単位以上の継続教育の証明書がある場合に評価
- (1)「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。
- (2) 継続教育の証明は、以下の資格に対応した団体から発行された証明書により評価する。

資格	証明書発行団体名
土木施工管理技士	(一社)全国土木施工管理技士会連合会
技術士	(公社)日本技術士会
建築士 建築設備士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士	建築CPD運営会議

なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。

## (工) 地域精通度

#### 評価項目

- 1 過去10年間の当該管内での施工実績
- ・元請けとして当該管内で施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)を評価

| 評価対象工種:全ての工種

川 機関:国・県・市町村等

11 期間:過去10年間

- (1) 当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。
- (2)入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は、「当該 管内」を「千葉県内」とする。また、県土整備部以外では、 「当該管内」を別途、定めることができる。
- (3)特別簡易型(C)においては、「当該管内」を「市町村単位」 とすることができる。

## 評価基準

#### 【簡易型】

【特別簡易型(A)】

配点	対象区分
1	あり
0	なし

# 評価基準 【簡易型】

【特別簡易型(A、B、C)】

213/33/3/3				
配点	対象区分			
2	国・県等の実績			
1	市町村等の実績			
0	その他工事の実績			
	又は実績なし			

## (才) 地域貢献度

(才)地域貢献度			
評価項目	評価基準		
1 「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務基本協定」	【簡易型】		
・入札公告の前日の時点において、「地震・風水害・その他の災害	【特別簡易型(A、B、C)】		
応急対策に関する業務基本(細目)協定」の締結を評価	配点 対象区分		
(1)部局により、当該協定及び細目協定と同程度と判断する他の協	当該管内を管轄する千葉		
定を対象とすることができる。	3 県出先機関との細目協定		
	の締結あり   日本		
	2   県との基本協定の神福		
	0 &U		
	【松田田川		
2 災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定			
・入札公告の前日の時点において、関東地方整備局長から受けた災害 時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無を評価	【特別簡易型(A)】		
	配点 対象区分		
	1 認定あり		
	0 なし		
3 県内企業の活用	【簡易型】		
・当該工事における県内企業の活用状況について評価	【特別簡易型(A)】		
(1)提出した下請負予定金額に占める割合を、履行義務の対象の対	配点 対象区分		
象とする。	2 入札参加希望者が県内企業		
	入札参加希望者が県外企		
	業であり、下請負金額の7   0%以上を県内企業と契約		
	予定		
	入札参加希望者が県外企 業であり、下請負金額の5		
	1   余 ( めり、 ド請兵並領の )     1		
	企業と契約予定		
	0 その他		
4 営業拠点(本店)の当該管内における所在地	【簡易型】		
・入札公告の前日の時点において、当該管内における営業拠	【特別簡易型(A、B、C)】		
点(本店)の所在地の有無を評価	配点 対象区分		
(1) 当該管内で「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業	2 当該管内に本店あり		
務基本協定」に基づく業務細目協定を締結している支店は、本	0 なし		
店扱いとする。ただし、部局により、当該協定及び細目協定と			
同程度と判断する他の協定を対象とすることができる。			
(2) 当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所			
を単位とする。また、県土整備部以外では、「当該管内」を			
別途、定めることができる。			
なお、特別簡易型(C)においては、「当該管内」を「			
市町村単位」とすることができる。			

## (才) 地域貢献度

評価項目	評価基準	₤	
5 県産品の活用	【簡易型	<u>"</u>	
・入札公告の「当該工事で指定する県産品」に記載された品目を活用	【特別簡易型(A)】		
する場合に評価	配点	対象区分	
(1)県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社	1	指定品目の活用あり	
で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。	0	なし	
(2)木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等にお			
ける木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森			
林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により			
認証されるものをいう。			
(3)発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定する			
こととし、公告文に記載された主要資材の数量について、履行			
義務の対象とする。			
(4)複数の資材を指定した場合、「資材A及び資材B」ではすべて			
の資材を、「資材A又は資材B」ではいずれかの資材を使用し			
た場合に評価する。			
	【簡易型	<u>"</u> "	
た場合に評価する。	_, _,	型】 簡易型(A、B、C)】	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献	_, _,	_ <del>_</del>	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・ 千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績	【特別館	簡易型(A、B、C)】	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・ 千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在	【特別館配点	舗易型(A、B、C)】 対象区分	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・ 千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。 (2)障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、県内在住の者の入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (3)高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。 (2)障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、県内在住の者の入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (3)高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。 (2)障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、県内在住の者の入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (3)高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。)	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。 (2)障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、県内在住の者の入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (3)高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。) (4)女性雇用は、雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	
た場合に評価する。 6 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 (1)地域美化活動のボランティア実績は、過去1年間の実績を評価する。 (2)障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、県内在住の者の入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (3)高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。)	【特別作 配点 1	簡易型(A、B、C)】 対象区分 いずれか1項目該当	

#### (力) その他

#### 評価項目 評価基準 1 千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での手持ち工事量 【簡易型】 【特別簡易型(A)】 ・過去2か年度間の平均受注額に対する年間受注額の比率(手持ち工 事量比率)を評価 対象区分 配点 評価対象工種:入札公告に記載された工種 1. 0未満 ハ 機関:千葉県 1. 0以上 O(1) 手持ち工事量比率 二年間受注額 : 過去2か年度間の平均受注額 (小数点以下第2位以下切捨て) (2)「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って1年間に 契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工 事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 (3) 「過去2か年度間の平均受注額」とは、過去2か年度間の

受注額の合計を2(年間)で除算した額とする。ただし、エ

なお、パトロールやパトロールと併せて実施した簡易な

る。なお、災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動

応急措置の実績は、加点評価の対象としない。 (3) 評価においては、評価対象期間内の災害活動完了日を評価す

の行為が完了した日付とする。

事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。

(キ) 自由項目			
評価項目	評価基準		
過去2年間の災害活動実績【県土整備部のみ】	【簡易型】		
・ 過去2年間の災害協定に基づく当該管内での災害活動実績を評価	【特別簡易型(A、B、C)】		
評価対象協定:「地震・風水害・その他災害応急対策に関する		対象区分	
業務基本協定」で設定した協定	1	実績あり	
リリ 期間: 過去2年間	0	実績なし	
(1) 当該管内とは、評価項目「地震・風水害・その他の災害応急			
対策に関する業務細目協定」と同一管内とする。			
(2)災害協定に基づき対応した「応急措置」、「応急復旧工事」			
の実績を評価対象とする。			

## 8 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

## (1)技術審査会による審査

落札者決定基準(案)、技術資料評価(案)は各発注機関で作成する。 各発注機関で作成した(案)を技術審査会で審査する。

(注意)技術資料評価(案)作成及び技術審査会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、施工計画の会社名・作成者名及び、評価調書(第4号様式)の会社名等が特定できない匿名(A者、B者・・・)で行う。また、秘密保持のため配付資料については回収する。

## (2)技術審査会に提出する資料

ア 落札者決定基準審査時(1回目)

- 「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第1号様式)
- 「評価項目選択一覧表(案)」 (第2号様式)
- イ 技術評価点審査時(2回目)
  - 「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第3号様式)
  - 「評価調書(案)」 (第4号様式)

### (3)技術審査会資料の提出先

各部局において決定の事。

## (4)技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について(報告)」 (第5号様式)

### (5)技術資料の確認

ア 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認する。

確認方法:技術資料の添付資料に基づき確認する。

#### イ 技術資料の不備

技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

## ウ 施工計画について

施工計画が以下に該当する場合は不適切と判断し、その者の入札を無効とする。

- (ア) 法令違反の記載
- (イ) 評価に値しないと認められたとき
  - 例:施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した全ての企業の 施工計画を評価に値しないものとして取り扱い、関係した全ての企業の入 札を無効とする。

## 9 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における落札者決定基準等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

## (1) 落札者決定基準意見聴取(1回目)

#### •標準型、簡易型

落札者決定基準を定めようとするとき、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取事務は事務局が実施する。なお、秘密保持のため、配付 資料は回収する。

#### 提出書類

- ・ 総合評価方式に係る意見聴取について(依頼)(第6号様式)
- ・説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

#### 学識経験者の意見書

・学識経験者(千葉県建設工事総合評価委員)の意見聴取 (様式第11号の1)

#### • 特別簡易型

特別簡易型における学識経験者の意見聴取は、あらかじめ「評価項目の設定方法」について、事務局が一括で意見聴取できるものとし、その「評価項目の設定方法」に基づいて落札者決定基準を設定する場合は、工事毎の意見聴取は省略できるものとする。なお、「評価項目の設定方法」に基づかない落札者決定基準を設定する場合は、標準型、簡易型の工事と同様に、工事毎に意見聴取を行う。

#### (2)技術資料の審査結果意見聴取(2回目)

### •標準型、簡易型、特別簡易型

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を 聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

#### 提出書類

- 総合評価方式に係る意見聴取について(依頼)(第7号様式)
- ・説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

#### 学識経験者の意見書

・学識経験者(千葉県建設工事総合評価委員)の意見聴取 (様式第11号の2)

## 10 評価方法

### (1)評価値算定方式

除算方式で実施する。

## (2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の競争参加者に、加算点の満点を与え、他の競争参加者は按分して、加算点を与える。このとき加算点は小数点以下3位まで算出(第4位以下切捨)。

加算点の満点は標準型50点、簡易型30点、特別簡易型(A)20点、特別簡易型(B、C)15点とする。

なお、評価項目配点の合計が最高の競争参加者が、技術審査会及び学識経験者の意見聴取後に辞退、未入札、無効となった場合、加算点の再計算は行わない。

## (3)技術評価点等の考え方

技術評価点 = 標準点 + 加算点 技術評価点は、標準点に加算点(小数点以下3位まで)を加えたもの。 標準点は、100点とする。

### (4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いもの を落札者とする。

評価値の算出方法は除算方式とし、技術評価点を入札価格で除して算出する。

評価値 = 技術評価点 = 標準点 + 加算点 入札価格 入札価格

#### (5) 評価値の計算

評価値の計算は、次ページの「総合評価方式(除算方式)による落札者の決定」を参照のこと。

## 技術評価点の算出方法

(試算条件:「簡易型」予定価格 2.2億円の例)

評価項目			配点		A者	B者	C者
入 札 価 格				190,000,000	200,000,000	210,000,000	
	施工計画		10点	10	0	5	10
	企業の	過去 10 年間の同種工事の施工実績	13点	2	2	2	2
		千葉県所掌工事における「工種:〇〇」での 工事成績の平均点		6 4	2	4	6
		過去 2 か年度間の「工種:〇〇」における 優良工事表彰対象工事		2	0	0	2
		過去2か年度間の「工種:〇〇」における 難工事表彰		1	0	0	0
芷		登録基幹技能者の配置		1	О	O	1
の		ICT活用工事の実施		1	Ο	1	1
企業の技術力		千葉県所掌工事における、過去の不誠実 な行為		0∼ -4	0	0	0
l n	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者資格		1		_	_
		過去 10 年間の同種工事の施工経験	6点	2	1	2	2
		過去4か年度間の主任(監理)技術者として 施 エ し た 千 葉 県 所 掌 エ 事 に お け る 「工種:〇〇」でのエ事成績		2	0	0	2
		若手技術者(40 歳未満)・女性技術者の 配置		1	0	1	1
		継続教育(CPD)の取組状況		1	O	1	1
	地域精通度	過去 10 年間の当該管内での施工実績		2	1	2	2
企業	地域貢献度	「地震・風水害・その他災害応急対策に 関する千葉県との業務基本協定」	80点	3	2	3	2
オの		災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定		1	Ο	1	1
会信		県内企業の活用		1		_	_
社会性性		営業拠点(本店)の当該管内における所在地		ı	1	_	_
•		県産品の活用		1	0	1	1
		地域特有貢献		1	1	0	1
1	① 評価点の合計 3				9	23	35

#### ② 加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC者に30点を付与する。(1位満点方式)

A, B者の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。(小数第4位以下切り捨て)

A者: 30 × 9/35 = 7.714点 B者: 30 × 23/35 = 19.714点 加算点の満点 評価点の合計 評価点の合計の最高点

③ 技術評価点の算出

技術評価点=(100点 + 加算点 ) 標準点

A者: 107.714点 = (100 + 7.714) B者: 119.714点 = (100 + 19.714)

C者: 130.000点 = (100 + 30.000)

加算点

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部が

1 桁となるよう 10 の累乗を乗ずる

④ 評価値の算出

評価値=( 技術評価点 )/( 入札価格 )

 A者:(107.714 / 190,000,000)
 × 10,000,000 = 5.66915···

 B者:(119.714 / 200,000,000)
 × 10,000,000 = 5.9857

 C者:(130,000 / 210,000,000)
 × 10,000,000 = 6.190476···

技術評価点算出統括表 技術評価点 入札価格

	<u>A者</u>	<u>B者</u>	<u>C者</u>
① 評価点の合計	9	23	35
②加算点	<u>7.714</u>	<u>19.714</u>	30,000
③ 技術評価点	<u>107.714</u>	<u>119.714</u>	130.000
	190,000,000	200,000,000	210,000,000
④ 評価値 (便宜上、小数点以下第4位まで表記)	<u>5.6691</u>	<u>5.9857</u>	<u>6.1904</u>
⑤ 落札者決定(最高評価値取得者)	<u>3位</u>	<u>2位</u>	<u>1位</u> 三落札

## 11 契約後の措置

- •発注者は、受注者が総合評価方式で提出した技術提案等を考慮して施工計画書 を作成していることを確認する。
- 発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- 発注者は、検査時の採点に総合評価方式の提出した技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。

## 12 その他

#### (1)評価内容の担保(技術提案内容の不履行の場合における措置)

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準(令和6年4月1日改訂)第3条(別表 5. その他(6)総合評価方式における履行確認)に基づき、その履行状況について確認を行う。

受注者の責により、「施工計画」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」、「登録基幹技能者の配置」、「ICT活用工事の実施」、及び「配置予定技術者の能力」の6項目が履行(満足)できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、 受注者の提案した全ての内容(ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさない ものを除く)が履行義務の対象となる。

「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

#### (2)技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

#### (3)情報公開

## ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、落札者の決定に関する基準及び方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

### イ 落札者決定後

- (ア)総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、 速やかに以下の事項を公表する。
  - 落札者名
  - 各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
  - 各入札参加者の入札価格
  - 各入札参加者の評価値

- (イ)技術評価点の項目毎の得点については、評価調書(公表用)を作成 し、落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかに ちば電子調達システム(入札情報サービス)に掲載することとする。
- ウ 評価調書の技術評価点及び項目毎の得点の公表について
  - 低入札価格調査により、無効及び失格者となった場合の点数は公表する。
  - 同時提出型における入札後の辞退による無効は公表しない。
  - 辞退及び未入札者の点数は公表しない。
  - 2回目以降の入札を辞退した場合は公表する。

#### (4) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に従うものとする。

#### (5) 市町村への支援

千葉県では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の「発注者を支援するため、市町村からの要請がある場合に、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者」として、公益財団法人千葉県建設技術センターを位置付けしている。

また、市町村等総合評価支援要綱(平成20年1月17日付、技第5060号)を定め、市町村等は県の設置した技術審査会や県の委嘱した学識経験者への意見聴取の場を活用することができることとしている。

#### (6) その他

- ア 技術資料の記入方法等は「千葉県総合評価方式 技術資料作成の手引き」を確認すること。
- イ 県は、総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる見直しを図っていく こととしている。

ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、随時変更する。